

～ 男女が、認め合い、支えあう社会へ ～



第3次石狩市 男女共同参画計画



石 狩 市

目次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画の策定目的	1
2 計画の期間	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の策定体制	3
第2章 石狩市における男女共同参画に関する現状と課題	
1 市民調査	4
2 第2次計画の進捗状況	12
第3章 計画の基本的な考え方	
1 計画の基本理念	13
2 計画の基本目標	14
3 計画の重点施策	15
4 計画の体系	16
第4章 計画の施策展開	
1 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり	17
2 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	21
3 基本目標Ⅲ 男女がともに安心して暮らせる環境づくり	26
第5章 計画の推進体制	
1 推進体制の整備	31
2 PDCAサイクル	31
3 成果指標	32

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の策定目的

わが国では、昭和50年の国際婦人年を契機として昭和52年に「国内行動計画」が策定され、女性の地位向上に関する総合的な取り組みが始まりました。

以降、昭和60年に「男女雇用機会均等法」の公布と「女子差別撤廃条約」の批准、平成6年に内閣に男女共同参画推進本部設置され、平成8年に「男女共同参画2000年プラン」を策定、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定・公布され、平成12年に「男女共同参画基本計画」が策定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みが進められてきました。

石狩市においても、平成12年度に「いしかり男女共同参画プラン21」（以下「第1次計画」）がスタートし、続いて平成22年度に「第2次石狩市男女共同参画計画」（以下「第2次計画」）を策定し、男女共同参画施策を総合的に推進してきました。

この間、「第1次計画」では、市民一人ひとりが男女平等を実感できるような取り組みや男女共同参画の視点を持てるような取り組みを推進してきました。

また、市役所で実施する施策事業に男女共同参画の視点が活かされるよう、市役所内の幅広い分野を網羅しさまざまな取り組みを推進してきました。

「第2次計画」では、社会情勢の変化に伴い新たに注目された分野、女性の参画、子育てや介護、配偶者等の暴力などに重点を置き、さまざまな取り組みを推進してきました。

「第3次石狩市男女共同参画」では、これまで培ってきた男女共同参画の視点をしっかりと継承し、石狩市にあった施策事業を展開することで、地域社会全体で男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

2 計画の期間

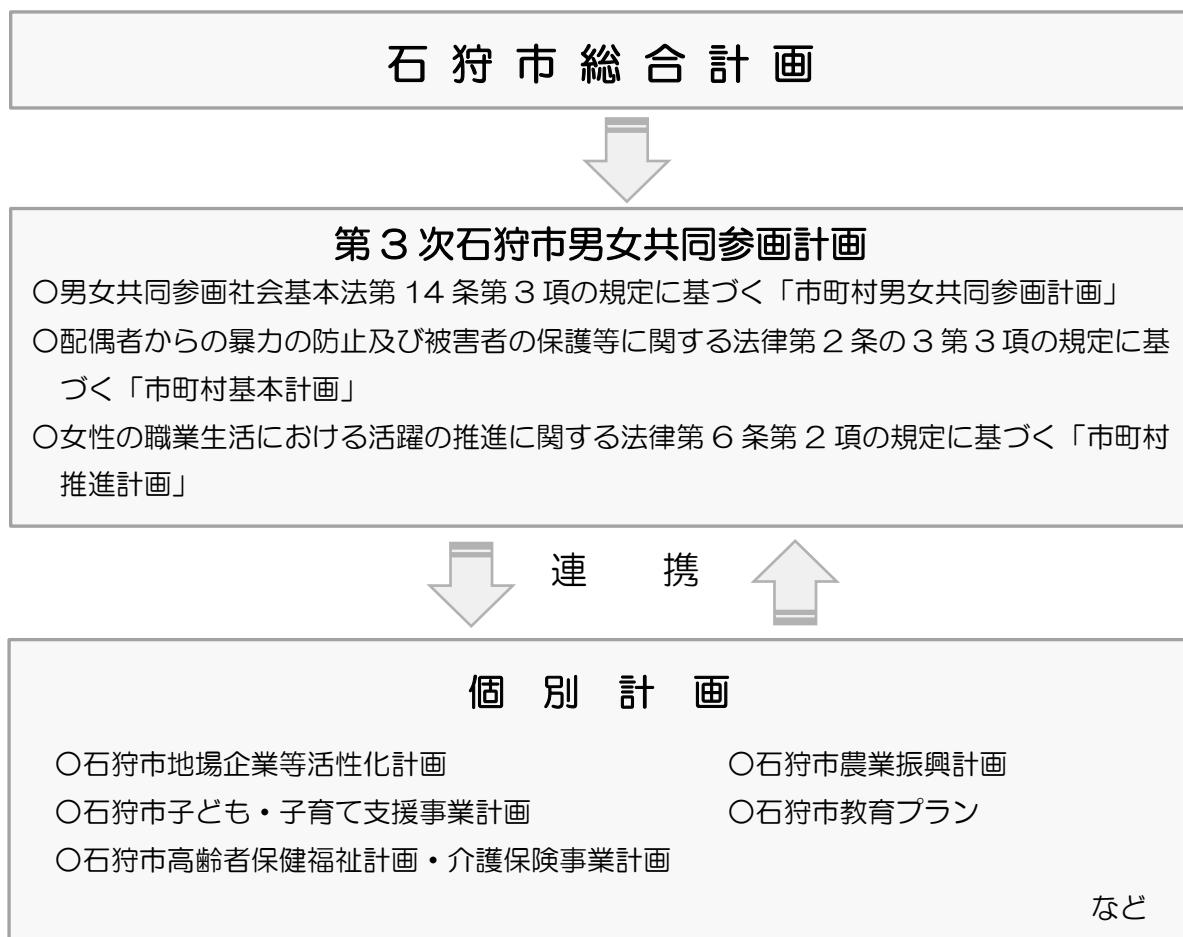
本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」として位置づけ、本市が行う男女共同参画に関する施策及び配偶者からの暴力被害防止等に関する施策を総合的に推進するための計画です。

また、上位計画である石狩市総合計画や各部所管の個別計画と連携し、考え方や施策について整合性を図ります。

〈個別計画との関連イメージ〉

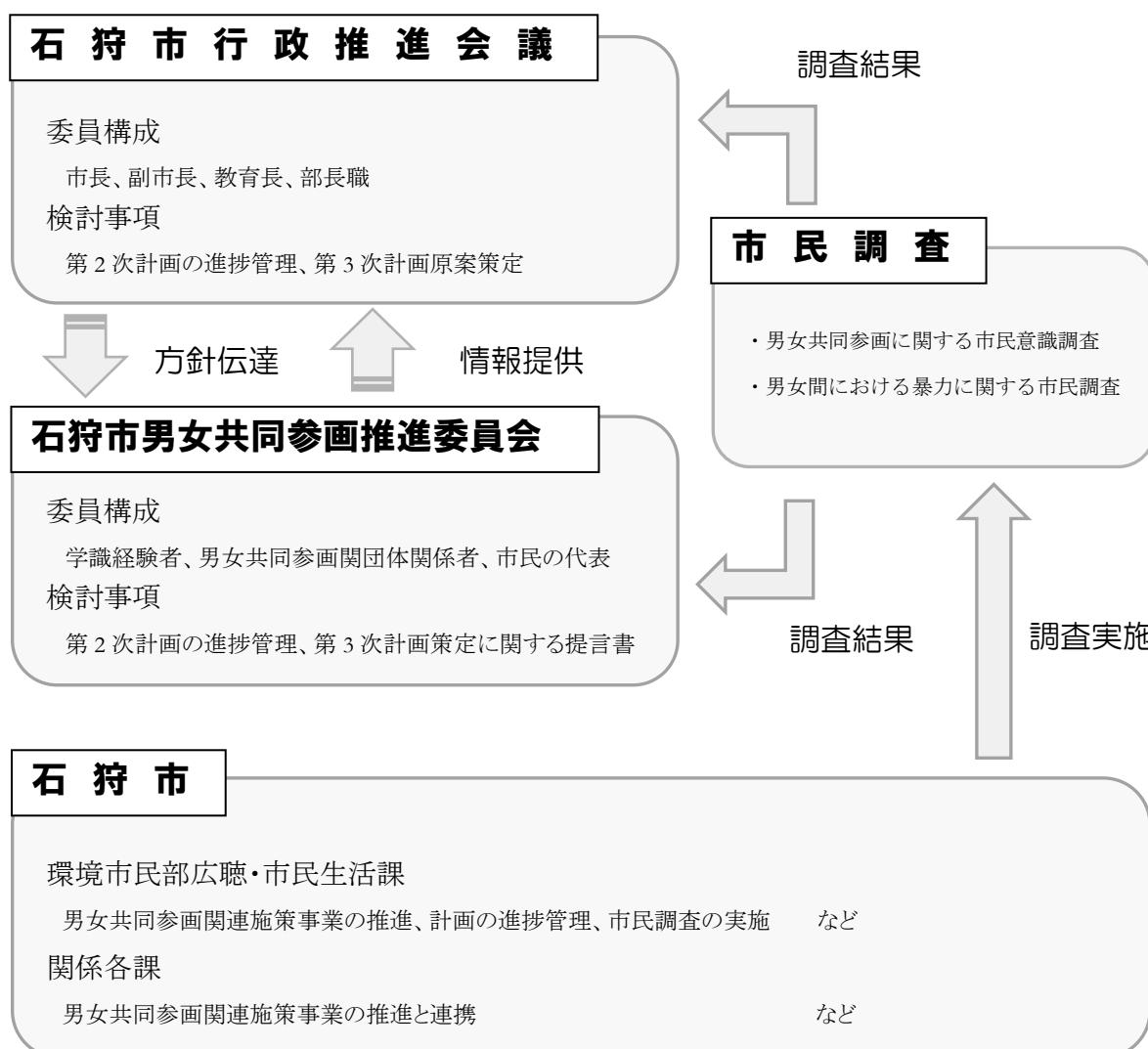


4 計画の策定体制

本計画は、学識経験者や男女共同参画関連団体関係者、市民の代表で構成された本市の審議会「石狩市男女共同参画推進委員会」と、市長を会長とした行政職員で構成された「石狩市男女共同参画行政推進会議」で検討協議のうえ策定しました。

また、市内の20歳以上の方を対象とした「男女共同参画に関する市民意識調査」、「男女間における暴力に関する市民調査」を実施し、本市の現状と課題や市民ニーズの把握に努めました。

＜第3次石狩市男女共同参画計画策定の体制＞



第2章 石狩市における男女共同参画に関する現状と課題

1 市民調査

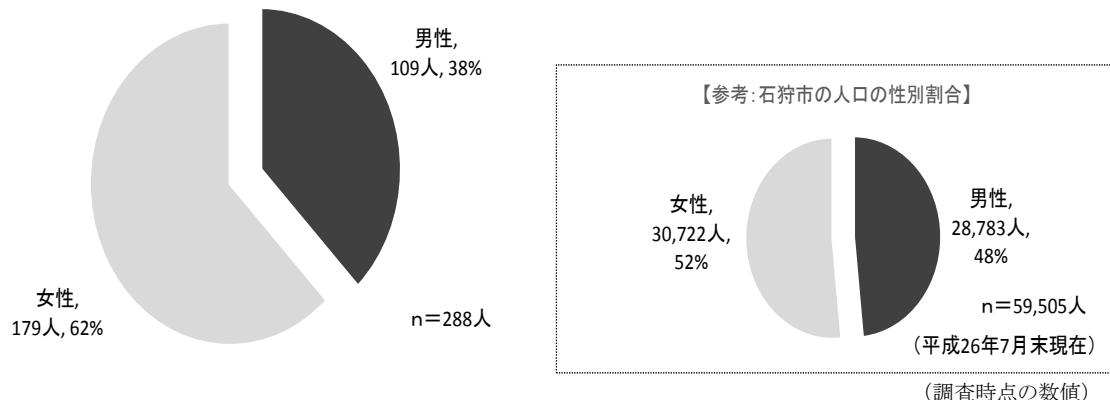
【1 調査概要】

本市における男女平等及び男女共同参画に関する意識の変化や現状と課題を把握するため、平成26年8月から9月にかけ調査を実施しました。

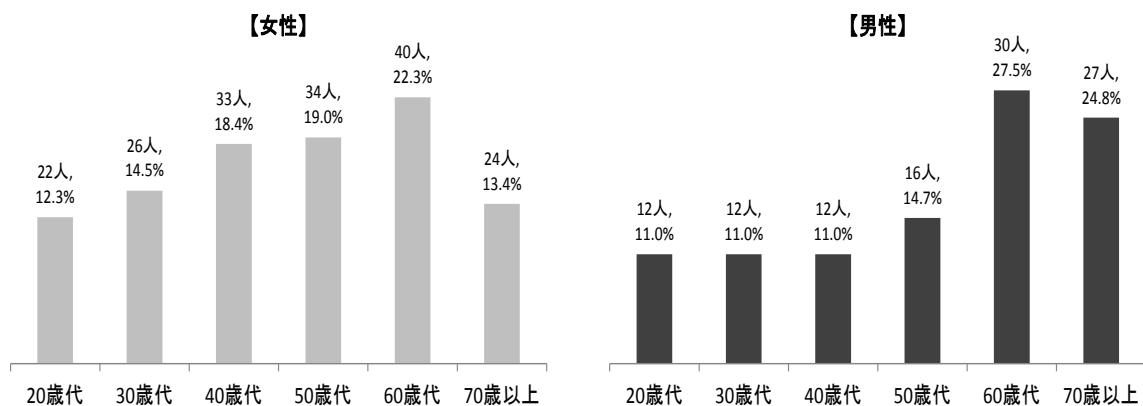
調査票を市内在住の20歳以上の男女1,100人に送付し288人分を回収、回収率は26.2%でした。男女別の回収率は、女性が179件で32.4%、男性が109件で19.8%となっています。

1 回答者の属性

(1) 性別



(2) 年齢

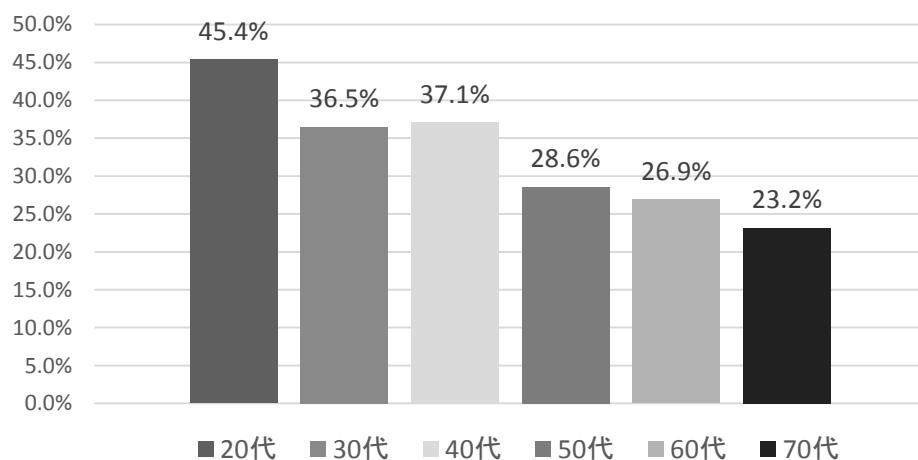


【2 男女共同参画に関する市民意識調査】

1 男女平等に関する意識について

「平等である」と回答した年代別の割合は、20代が最も高く45.4%、70代が最も低く23.2%と、年代が上がるにつれ「平等である」と回答した割合が低くなる傾向にあります。

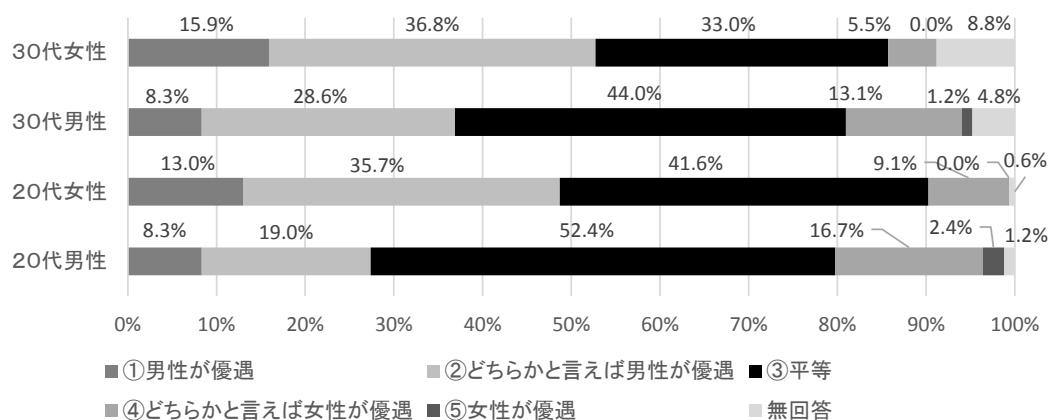
「平等である」と回答した年代別の割合



最も高い20代でも45.4%と半数以下である結果を鑑みると、年代を問わず広く啓発することが必要であると考えますが、今後、地域社会全体で「男女共同参画社会」を推進していくためには、子どもの頃からの意識づくりが必要不可欠であるため、若年層に対する取り組みが優先すべき課題であると考えます。

なお、「平等である」と回答した男女別の割合は、20代・30代ともに女性より男性のほうが、約10ポイント高く、「男性が優遇」（①と②の合計）と回答した割合は、20代で21.4ポイント、30代で15.8ポイント女性より女性のほうが高い結果となっています。

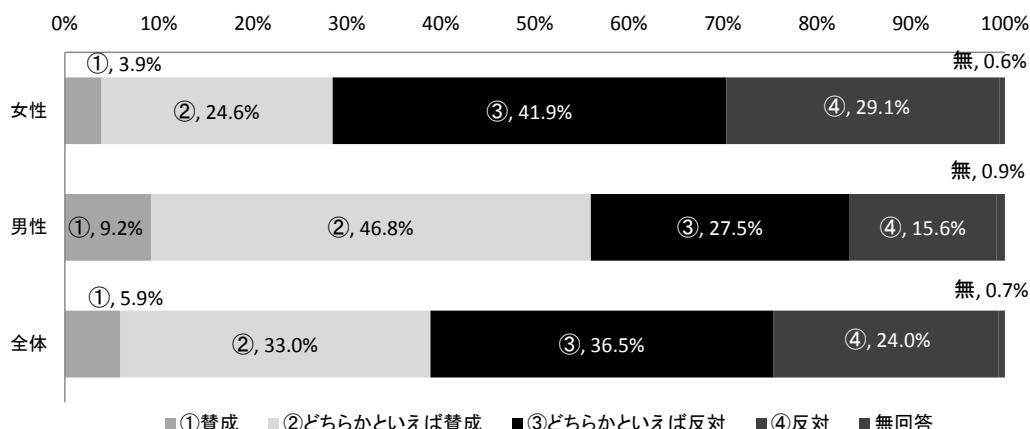
平等であると回答した20代・30代の男女別割合



2 男女の役割分担や家庭生活について

(1) 男女の固定的な性別役割分担意識

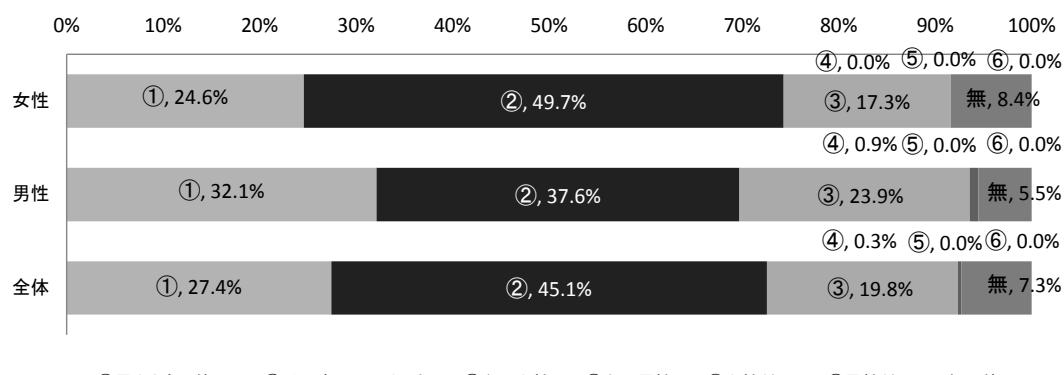
「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を決める考え方について、「賛成」（①と②の合計）と回答した割合は、女性が28.5%、男性が56.0%と意識に大きな差があることが分かります。



(2) 家事育児の役割分担意識

「男女平等に」と回答した割合は、女性が24.6%、男性が32.1%と男性のほうが高い一方で、「手の空いているほう」と回答した割合は、女性が49.7%、男性が37.6%と女性のほうが高い結果となりました。

また、男女ともに「主に女性」と回答した人がいるのに対し、「主に男性」と回答した人はほとんどいませんでした。



(3) 家庭生活

家事の各項目を実際に誰が従事しているかについて回答した割合は以下のとおりとなっています。

【配偶者や家族と分担していると回答した割合が高かった項目】

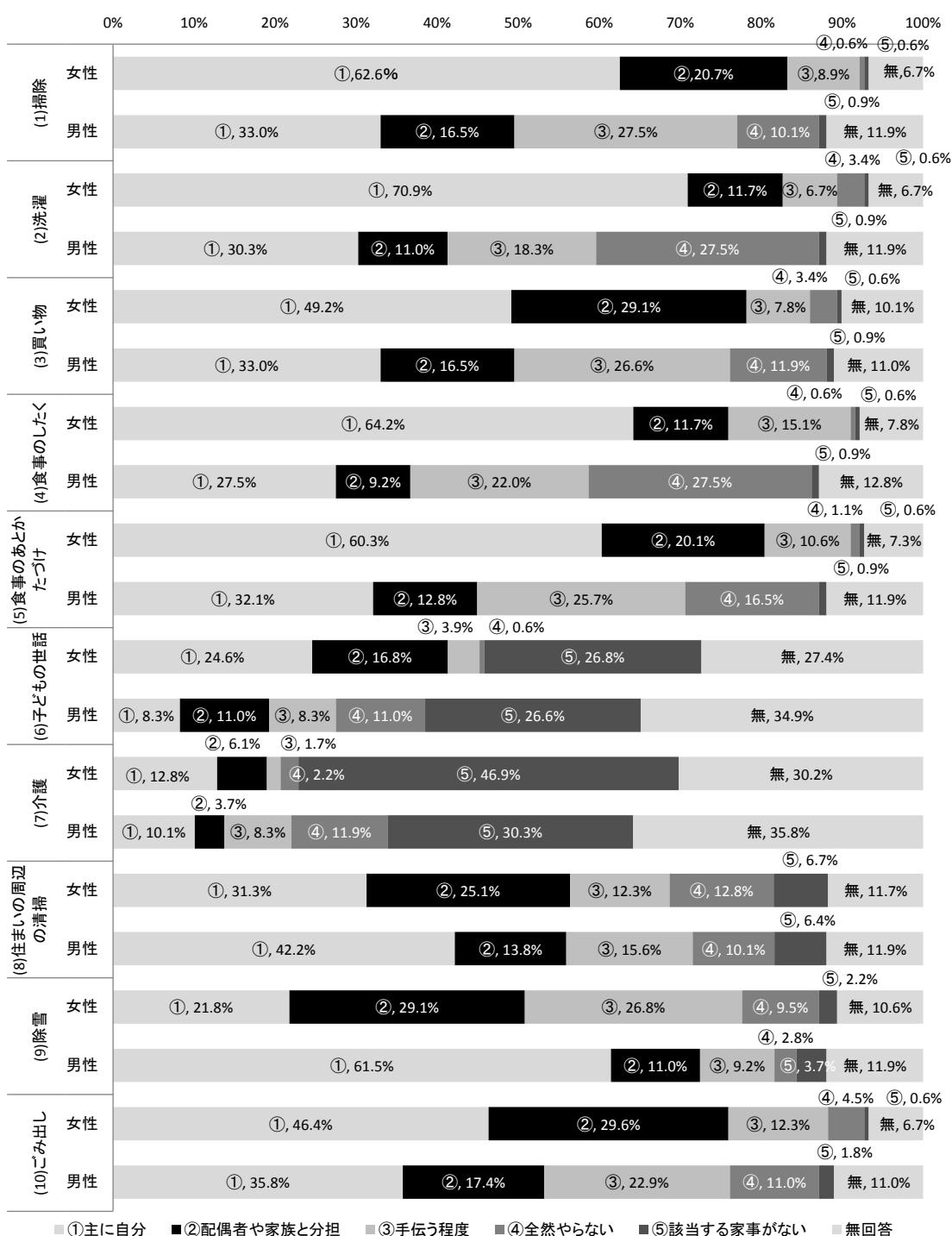
女性の回答 (3) 買い物29.1%、(9) 除雪29.1%、(10) ごみ出し29.6%

男性の回答 (1) 掃除16.5%、(3) 買い物16.5%、(10) ごみ出し17.4%

【主に自分と回答した割合が高かった項目】

女性の回答 (1) 掃除62.6%、(2) 洗濯70.9%、(4) 食事のしたく64.2%

男性の回答 (8) 住まい周辺の清掃42.2%、(9) 除雪61.5%、(10) ごみ出し35.8%



■①主に自分 ■②配偶者や家族と分担 ■③手伝う程度 ■④全然やらない ■⑤該当する家事がない ■無回答

3 ワーク・ライフ・バランスについて

(1) ライフスタイルの希望と現実

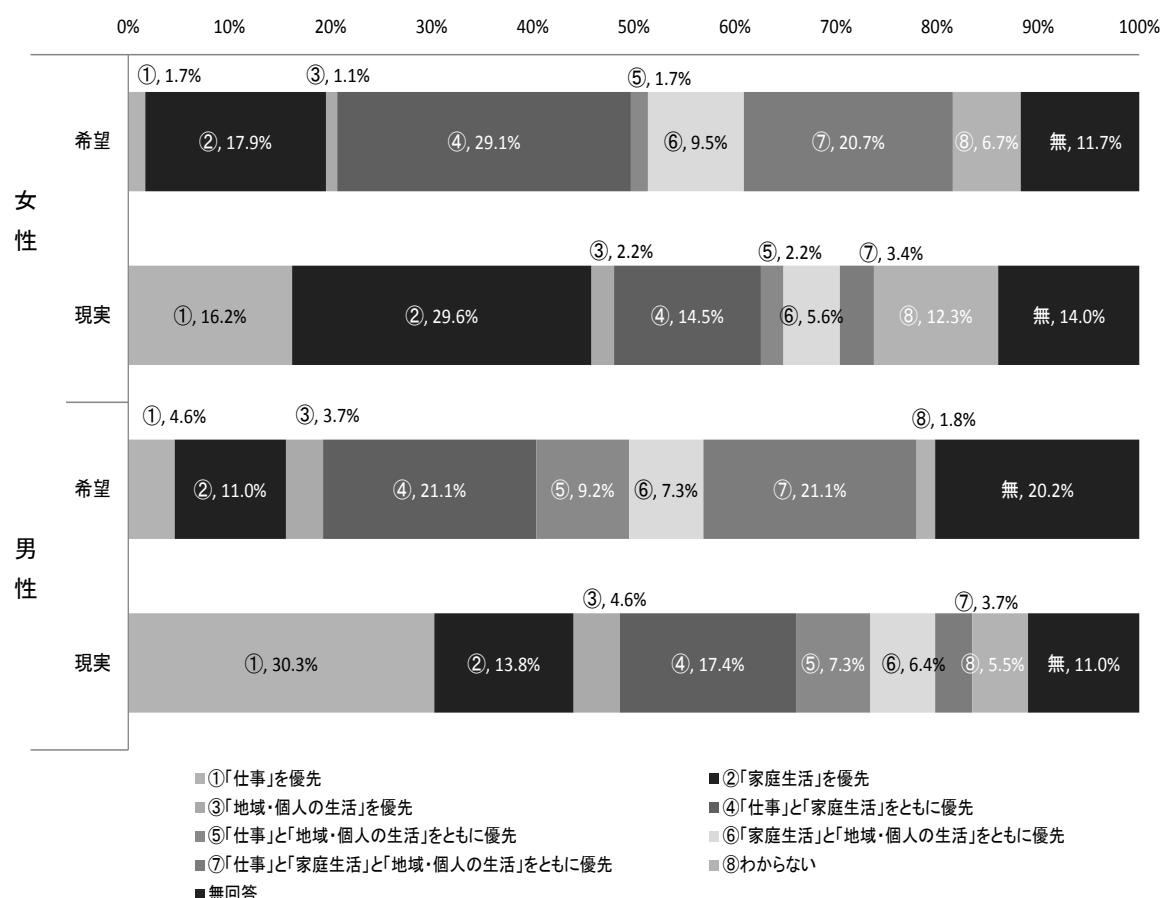
女性と男性がそれぞれ希望するライフスタイルと現実のライフスタイルの回答割合は以下のとおりで、女性も男性も希望と現実にギャップが生じていることが課題であると考えます。

【女性の回答】

- ・希望で最も割合が高かったライフスタイル
「④『仕事』と『家庭生活』をともに優先」で 29.1%
- ・現実で最も割合が高かったライフスタイル
「②『家庭生活』を優先」で 29.6%

【男性の回答】

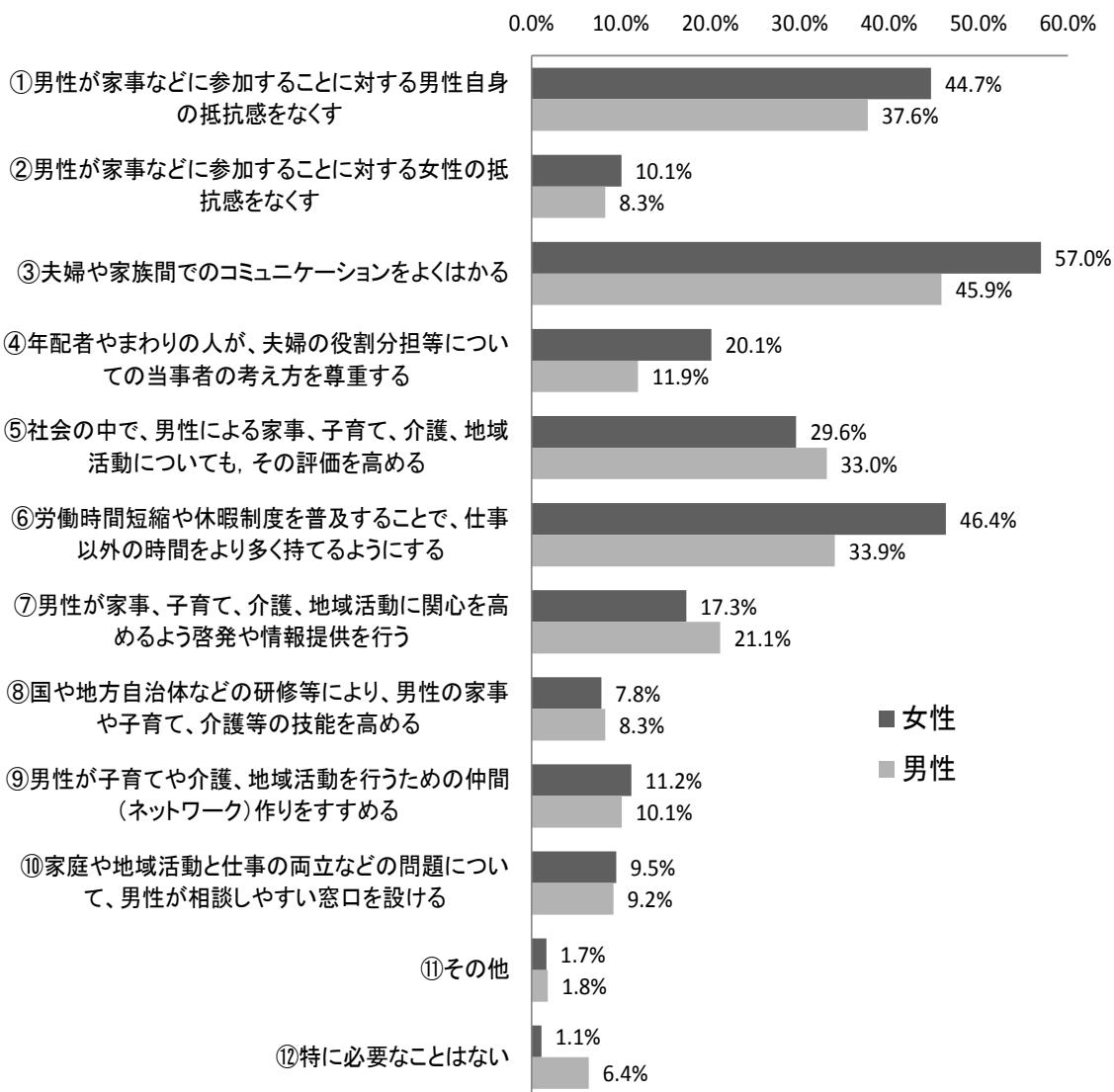
- ・希望で最も割合が高かったライフスタイル
「④『仕事』と『家庭生活』をともに優先」と
「⑦『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人の生活』をともに優先」で 21.1%
- ・現実で最も割合が高かったライフスタイル
「①『仕事』を優先」で 30.3%



(2) ワーク・ライフ・バランスに必要なこと

今後、男性が家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加していくために必要だと思うことについて、男女共同参画とも割合が高かった項目は以下のとおりとなります。

- ・夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる
- ・労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする
- ・男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす

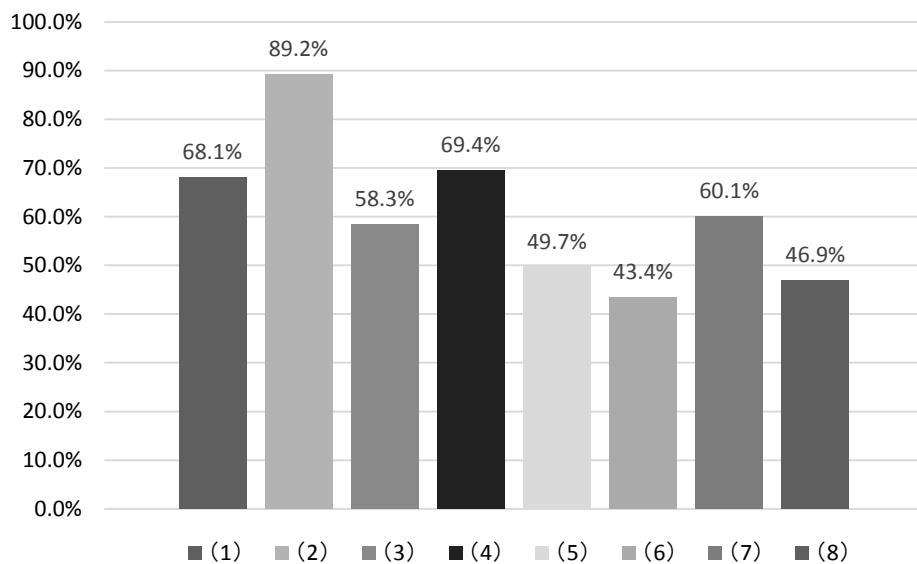


【3 男女間における暴力に関する市民調査】

1 女性に対する暴力について

ある一定の行為や行動が「暴力にあたると思う」と回答した割合を見てみると、(1) (2) (4) の身体的な暴力についての認識が、ほぼ 7 割以上と高い一方で、(5) (6) (8) の精神的な暴力についての認識は、いずれも 5 割未満と低い傾向にあります。

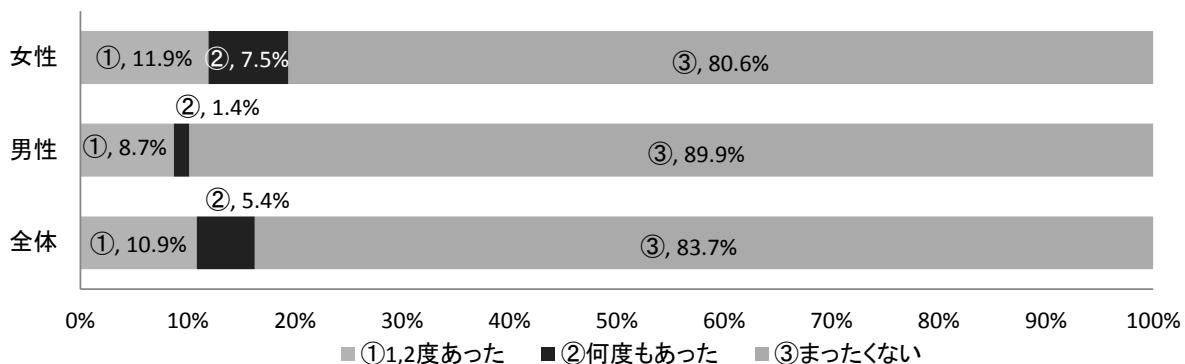
「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した割合



- (1) 平手で打つ (2) 身体を傷つける可能性のある物でなぐる
 (3) なぐるふりをして、おどす (4) いやがっているのに性的な行為を強要する
 (5) 何を言っても長期間無視し続ける (6) 交友関係や電話を細かく監視する
 (7) 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいじょうなし」と言う
 (8) 大声でどなる

2 DV 被害の状況について

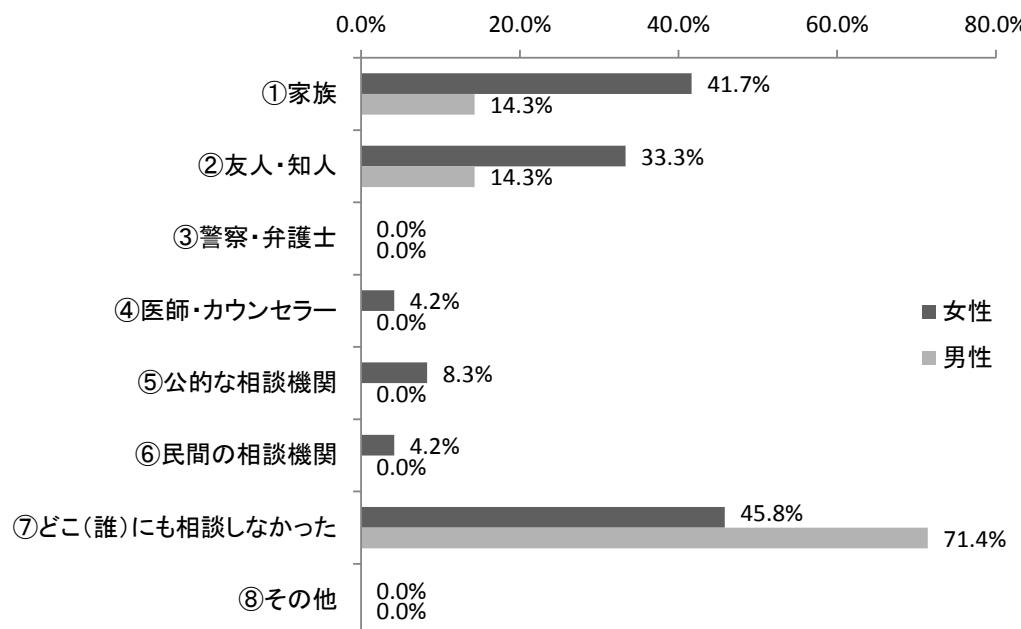
結婚（事実婚を含む）をしたことのある人のうち、過去 5 年間に DV 被害にあったと回答した割合は、全体で 16.3%、男女別の割合を見てみると、男性よりも女性の方が被害にあった割合が高く、男性が 10.1% と 10 人に 1 人程度の割合で被害にあっているのに対し、女性は 19.4% と 5 人に 1 人近くが被害にあっていることがわかります。



3 DV 被害の相談について

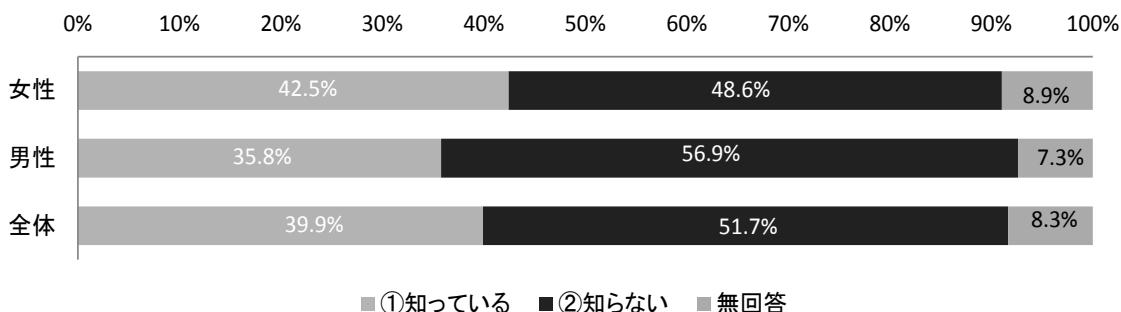
DV 被害を受けた時に、どこ(誰)にも相談しなかったと回答した割合は、男性が 71.4%、女性が 45.8%と約半数以上が相談していないことがわかります。

また、相談をする際は家族や知人・友人など身近な人に相談する傾向にあります。



4 DV 被害の相談窓口の認識について

DV 被害の相談窓口を知っていると回答した割合は、男性が 35.8%、女性が 42.5%と半数以下に留まり、さまざまな場所や年代に窓口を周知することが必要であると考えられます。



2 第2次計画の進捗状況

第2次計画では、基本目標ごとに成果指標を定め進捗状況の管理を行いました。

「III 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）という用語の周知度」や「IV 保育所の待機児童数（申請待機の年間平均）」、「V 乳がん検診受診率」を除く全ての項目で目標値に達していませんが、計画初年度の平成23年度から比較すると、おおむね目標値に向けて数値が伸びています。

一方で「I 男女共同参画社会という用語の周知度」や「IV 配偶者暴力防止法の認知度」については、低い数値となっています。

以上のことから、年代を問わず広く市民に啓発することが必要であると考えますが、今後、地域社会全体で「男女共同参画社会」を推進していくためには、子どもの頃からの意識づくりが必要不可欠であるため、若年層に対する取組みが優先すべき課題であると考えます。

成果指標の達成度

	項目	実績値					目標値 H27
		H23	H24	H25	H26	H27	
I	「男女共同参画社会」という用語の周知度	24.2%	50.9%	53.6%	54.5%	55.6%	100%
	市役所における男性の育児休業取得者の人数	0人	1人	0人	0人	※0人	累計で5人
II	市の審議会等委員に占める女性の割合	25.7%	24.9%	31.6%	36.2%	36.9%	40%
	市役所の管理・監督職（主査職以上）に占める女性の割合	10.9%	13.1%	13.9%	14.0%	14.1%	18%
III	職場・職業で男女平等を感じる人の割合	—	—	—	18.4%	—	30%
	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という用語の周知度	37.6%	36.3%	37.8%	29.2%	50.4%	50%
IV	保育所の待機児童数（申請待機の年間平均）	0人	0人	0人	0人	※0人	0人
	配偶者暴力防止法の認知度	85.2%	88.1%	90.3%	82.3%	67.6%	100%
V	乳がん検診受診率(40～59歳)	37.1%	44.7%	49.6%	52.8%	※一	50%

※は平成28年2月末時点の実績値

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

第2次計画では、「男女平等の確立」と「自立社会の形成」を計画の基本理念とし、男女共同参画社会の実現に向け施策を推進してきました。

前章で述べたとおり、男女平等に関する意識や男女の役割分担や家庭生活は、各施策事業の推進により改善が見られていますが、依然として「男は仕事、女は家庭」といった男女の固定的な性別役割分担意識が残っていることや、ワーク・ライフ・バランスについて希望するライフスタイルと現実のライフスタイルにギャップがあることなどから、本計画においても「男女平等の確立」と「自立社会の形成」を引き続き基本理念とし、更なる男女共同参画社会の実現に向け取り組んでいきます。

基本 理 念

男女平等の確立

男女の人権が尊重され、社会経済状況の変化に的確に対応できる豊かで活力ある地域社会を創造するためには、市民一人ひとりの個性や自主性が尊重され、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に等しく参画し、その持てる力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図っていかなければなりません。

自立社会の形成

男女共同参画社会は、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、どんな境遇にあっても、精神的、経済的、生活的な面などあらゆる面において自らの生き方を主体的に選択し、個人の責任において自己決定できる自立社会でなければなりません。

市民一人ひとりが、男女の固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、自ら主体性と責任をもって選択できる力を持つことと、個人の意思に基づいた選択ができる社会的な環境を整えていくことが必要です。

2 計画の基本目標

本計画の基本理念と男女共同参画社会の実現のため、次の3つの目標を掲げ施策事業を推進していきます。

【I 男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり】

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが自分の問題と捉え意識を高めていく必要があると考えられます。

このため、社会のあらゆる分野で気運を醸成していくとともに、家庭や学校教育、生涯教育などを通じて、特に子どもの頃からの生活や慣習、意識の中から男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、個人の尊重と男女平等の意識を身につけることが重要です。

【II あらゆる分野における男女共同参画社会の推進】

男女共同参画社会を実現するためには、家庭生活や地域社会、企業などのあらゆる分野における女性の活躍が必要不可欠であり、これらの分野で女性の活躍が進むことは、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながるものと考えられます。

また、男女の固定的な性別役割分担の意識にとらわれず男性が家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加することは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成などを通じ職務における視野が広がり男性自身のキャリア形成にとって重要であるとともに、ひいては女性の活躍推進につながり、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながるものと考えられます。

このため、政治や雇用の場、家庭や地域などで男女共同参画の必要性を実感できる取り組みや、仕事と生活を両立できるワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進していきます。

【III 男女がともに安心して暮らせる環境づくり】

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その未然防止対策や被害者に対する支援体制を充実する取り組みを推進することは、男女共同参画社会を実現するうえで克服すべき重要な課題であると考えられます。

このため、子どもの頃からのDVに対する意識啓発、さまざまな場面での相談窓口の周知や関係機関等と連携した相談体制の充実など、切れ目のない取り組みを推進していきます。

3 計画の重点施策

本計画の基本理念と男女共同参画社会の実現のため、次の視点を重点的に取り組む施策に位置づけて推進していきます。

【I 若年層への啓発】

地域社会全体で男女共同参画社会を推進していくためには、次世代を担う子ども達の意識づくりが必要不可欠であるため、子どもと保護者が一緒に男女共同参画の意識を学ぶことができる機会を設けるなど、子どもの頃からの生活や慣習、意識の中から男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、個人の尊重と男女平等の意識を身につけられるような取り組みを推進していきます。

また、特に30代以下の若年層にDVについての理解を促進する機会を設けることやDVに対する切れ目の無い支援を行うことなどの取り組みを推進していきます。

なお、子どもに関する施策事業を展開するにあたっては、子どもの最善の利益に配慮し、子どもの権利条約の基本的な考え方である4つの柱「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を念頭に取り組みを推進していきます。

【II ワーク・ライフ・バランスの推進】

女性と男性両方が希望する「仕事と家庭生活をともに優先」するライフスタイルの実現のための手段として、女性が働きやすい環境を整備し女性の活躍を推進することや、男性の家事・子育て・介護・地域活動への参加が考えられるため、共働き世帯などのさまざまなロールモデルの紹介、イクメンやカジダンなどの男性の意識が変わるきっかけづくりなどの取り組みを推進していきます。

また、これらの施策事業を展開するにあたっては、個人や家庭を対象とした取り組みだけではなく、企業などを対象とした取り組みをあわせて推進していきます。



4 計画の体系

本計画の基本理念と男女共同参画社会の実現のため、次のとおり体系を定め施策事業を展開していきます。

基本理念 「男女平等の確立」 「自立社会の形成」

※基本理念の説明は13ページをご参照ください

基本目標I 男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり

施策1 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進

- (1) 男女共同参画の意識を高める広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画の現状についての実態把握
- (3) 市役所における意識づくり

▶重点

施策2 子どもの男女共同参画の理解促進

- (1) 学校における男女平等の意識づくり
- (2) 子どもを取り巻く関係者の意識啓発

基本目標II あらゆる分野における男女共同参画社会の推進

施策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- (1) 市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 企業・地域社会における政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策2 雇用等における男女共同参画を推進するための環境づくり

- (1) 雇用の場における男女平等の環境づくり

▶重点

施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 家庭生活でのワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 地域社会でのワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) 企業でのワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標III 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

施策1 男女がともに子育てや介護ができる環境づくり

- (1) 男女がともに担う子育ての意識づくり
- (2) 男女がともに担う介護の意識づくり

▶重点

施策2 切れ目のないDV対策の推進

- (1) DVの未然防止対策の推進
- (2) 被害者に対する支援体制の充実
- (3) 連携・協働による推進体制の充実

第4章 計画の施策展開

1 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり

【施策1 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進】

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが自分の問題と捉え意識を高めていく必要があると考えられます。

このため、地域社会全体で男女共同参画を推進する機運を醸成するための広報・啓発活動に努めるほか、本計画を適切に推進するため意識調査等を実施し男女平等及び男女共同参画に対する市民意識の実態把握を行います。

また、石狩市における模範となるよう、本計画の実施主体である市役所職員に男女共同参画意識が定着するよう意識啓発に努め、職員自らの男女共同参画が促進されるよう取り組みを推進していきます。

►施策の方向

- (1) 男女共同参画の意識を高める広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画の現状についての実態把握
- (3) 市役所における意識づくり

＜実施施策事業＞

施策の方向(1)		男女共同参画の意識を高める広報・啓発活動の推進	
所管部局		広聴・市民生活課	
①	多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進	継続	「男女共同参画週間（※）」における周知、市ホームページ、啓発パンフレットなど、多様な機会と媒体を活用し広く意識啓発に努めます

施策の方向(2)		男女共同参画の現状についての実態把握	
所管部局		広聴・市民生活課	
①	意識調査の実施	継続	市民意識調査や各種事業実施時のアンケート調査などにより、市民意識の把握に努めます

※ 男女共同参画週間：男女共同参画社会基本法の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間に設定している
さまざまな取り組みを通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指している

施策の方向(3)	市役所における意識づくり	
所管部局	行政管理課、広聴・市民生活課	
関連計画	特定事業主行動計画	
① 市職員の意識づくり	継続	男女共同参画の視点が各施策事業に活かされるよう意識啓発に努めるほか、石狩市特定事業主行動計画（※）を推進することで、男女がともに働きやすい環境づくりに努めます



○男女共同参画関連資料



○男女共同参画パネル展

※ 石狩市特定事業主行動計画：次世代育成支援対策推進法の規定に基づき策定した計画で、職場における子育てがしやすい環境の整備に向けた取り組みを推進する計画

【施策2 子どもの男女共同参画の理解促進】

児童生徒の発達段階に応じて、人権の尊重や男女平等などの男女共同参画意識を定着させる取り組みを行うとともに、生涯にわたり男女の固定的性別役割分担意識の解消、人権の尊重を基盤にした男女平等感の形成及び男女共同参画についての理解を促進する教育・学習を推進します。

また、日頃から子ども達と接している保護者や教職関係者が、一緒に男女共同参画意識を学ぶことができる取り組みを推進していきます。

►施策の方向

- (1) 学校における男女平等の意識づくり
- (2) 子どもを取り巻く関係者の意識啓発

＜実施施策事業＞

施策の方向(1)		学校における男女平等の意識づくり	
所管部局		広聴・市民生活課、子育て支援課、学校教育課	
関連計画		子ども・子育て支援事業計画、教育プラン	
①	人権を尊重する意識づくり	継続	人権教室（※1）やCAPプログラム（※2）の実施など、人権尊重の大切さを伝える教育を推進します
②	男女共同参画意識を高める学習の実施	拡充	学習指導要領に則った学習、デートDV講座（※3）などの男女共同参画意識を高めるプログラムの実施を推進します
③	キャリア教育の推進	継続	小学校における社会見学、中学校における職業体験等を実施し、男女ともに子どもの頃からの生涯を見通したキャリア教育（※4）を推進します
④	男女共同参画情報の提供	新規	多様な媒体を活用して、男女共同参画に関する情報を児童生徒へ提供します

※1 人 権 教 室：いじめ等の人権問題について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得すること等を目的とした啓発活動

※2 CAP プロ グラ ム：子どもに人権意識と暴力に対する具体的知識や技術を伝えるプログラム

※3 デ ー ト DV 講 座：男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に向けた専門講師による講座

※4 キ ャ リ ア 教 育：一人ひとりの社会的職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

施策の方向(2)		子どもを取り巻く関係者の意識啓発	
所管部局		広聴・市民生活課、学校教育課	
関連計画		教育プラン	
①	学習機会の充実	拡充	講座や研修会を開催することで、保護者や教職関係者が子どもと一緒に男女共同参画意識を学ぶ機会の充実を図ります
②	男女共同参画情報の提供	新規	多様な媒体を活用して、男女共同参画に関する情報を保護者や教職関係者へ提供します



○男女共同参画ワークショップ



○人権教室

2 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

本項目は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」として位置づけ、本市における男女共同参画社会の実現に向け、女性の職業生活における活躍に関する基本的な考え方及び施策の方向性を示します。

基本的な考え方

- (1) あらゆる分野で男女の性別による固定的役割分担等に捉われず女性の活躍が推進するよう意識啓発を推進していきます
- (2) 仕事と家庭生活の両立を図るために必要な環境整備に努めます
- (3) 女性の仕事と家庭生活の両立に関し、本人の意思が尊重されるよう配慮します

【施策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進】

本市における平成26年度の審議会等委員の女性の登用率は36.2%（平成21年度：25.4%）、市役所の管理・監督職（主査職以上）に占める女性の割合は14.0%（平成21年度：10.8%）となっており、前回調査時の平成21年度から大幅な上昇傾向にあります。

政治、経済、社会などのあらゆる分野で女性の活躍が進むことは、男女がともに暮らしやすい社会の実現につながるものと考えられるため、引き続き審議会等の女性委員の登用や市政における政策・方針決定過程への女性の登用を推進していきます。

また、地域社会を構成する企業や経済団体、PTA、町内会等に対し、政策・方針決定の場への女性の登用に向けた働きかけに努めます。

►施策の方向

- (1) 市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 企業・地域社会における政策・方針決定過程への女性の参画促進

＜実施施策事業＞

施策の方向(1)		市政における政策・方針決定過程への女性の参画促進	
所管部局		行政管理課、企画課、広聴・市民生活課	
関連計画		特定事業主行動計画	
①	各種審議会等委員への女性の登用促進	継続	目標値を設定し、公募における女性の積極的な選考や団体推薦にあたっての協力依頼、また人材の発掘と人材リストの作成等により、女性委員の割合を高めるよう取り組みます
②	市民参加制度の活用	継続	審議会やパブリックコメント、ワークショップなどの市民参加手続きを活用し、男女双方の意見を市政に反映します
③	女性職員の参画拡大	継続	女性職員の採用及び管理・監督職への登用について、能力に応じ積極的に推進します

施策の方向(2)		企業・地域社会における政策・方針決定過程への女性の参画促進	
所管部局		商工労働観光課、広聴・市民生活課	
①	女性の登用についての団体等への働きかけ	継続	地域社会を構成する企業、経済団体、PTA、町内会等に対し、政策・方針決定過程に女性が参画する必要性について理解が得られるよう働きかけに努めます
②	女性の参画状況の実態把握	継続	市内企業へのアンケート等により、女性の登用状況に関する情報を収集します

【施策2 雇用等における男女共同参画を推進するための環境づくり】

働きたい人が性別を問わずその能力を十分に発揮できる環境づくりは、少子高齢化が進展している本市においても極めて重要な意義を持つことから、雇用の場における実質的な男女平等を実現するため、男女雇用機会均等法に沿った男女均等の取扱い、性別を理由とする差別的取扱いやセクシャル・ハラスメント等を理由とする不利益取扱いの対策が徹底されるよう事業所等に働きかけます。

►施策の方向

(1) 雇用の場における男女平等の環境づくり

＜実施施策事業＞

施策の方向(1)		雇用の場における男女平等の環境づくり	
所管部局		商工労働観光課、農政課、林業水産課、農業委員会、広聴・市民生活課	
関連計画		地場企業等活性化計画、農業振興計画	
①	事業所等における労働環境の整備	継続	男女雇用機会均等法に沿った男女均等の取扱いや職場におけるセクシャル・ハラスメント（※1）対策が徹底されるよう、事業所へ働きかけるとともに、市内企業へのアンケート等により、男女の雇用状況に関する情報収集や、法律や制度の理解促進に努めます
②	女性の参画支援	継続	農水産物の加工や販売等に取り組む団体等の活動を支援するとともに、農協や漁協女性部など、女性で構成される組織の強化及び研修活動を支援します また、女性の積極的な経営参画を推進するため、役割分担や就業条件等を定めた家族経営協定の締結を推進します
③	性別によるない多様な職業選択の推進	継続	いきいきと活躍する男女のロールモデル（※2）を発掘し、活躍事例を積極的に発信します
④	就業に関する情報の提供	継続	ジョブガイドやマザーズハローワーク等の関係機関と連携し、女性の就職や起業に関する情報を提供します

※1 セクシャル・ハラスメント：職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したり抵抗したりすることによって解雇、降格、減給などの不利益を受けることや、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に重大な悪影響が生じること

※2 ロールモデル：自分にとって具体的な行動や考え方のお手本となる人物

【施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進】

女性と男性両方が希望する「仕事と家庭生活をともに優先」するライフスタイルの実現のため、家庭生活や地域社会、企業において男女の固定的性別役割分担意識に捉われず活動できるようきめ細やかな取り組みを推進していきます。

特に、男性が家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加することは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成などを通じ職務における視野が広がり男性自身のキャリア形成にとって重要であるとともに、ひいては女性の活躍推進につながり、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながるものと考えられるため、男性の意識が変わるきっかけづくりなどの取り組みを推進していきます。

➤施策の方向

- (1) 家庭生活でのワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 地域社会でのワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) 企業でのワーク・ライフ・バランスの推進

〈実施施策事業〉

施策の方向(1)		家庭生活でのワーク・ライフ・バランスの推進		
所管部局		広聴・市民生活課、保健推進課、子育て支援課		
関連計画		子ども・子育て支援事業計画		
①	意識改革を促す各種講座等の開催	継続	実生活でぶつかる課題に即し、それを解決するための生活技術や知識を習得することで、意識改革と現実の行動としてのワーク・ライフ・バランス（※）を推進できるような講座等を開催します	
②	広報・啓発活動の推進	継続	男女共同参画の視点に立った家庭づくりの啓発に努めるなど、男女双方が家庭生活に参画しやすくなる社会的気運の醸成を図ります	

* ワーク・ライフ・バランス：老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態

施策の方向(2)		地域社会でのワーク・ライフ・バランスの推進	
所管部局		広聴・市民生活課、公民館	
①	多様な分野への男女の参画を促す講座等の開催	継続	特定の性や年齢層で担われている分野に対する固定的性別役割分担意識を解消し、男女双方の関心を高め、参画を促進するような講座等を開催します
②	広報・啓発活動の推進	継続	地域活動における固定的性別役割分担意識の解消や慣行のは是正に向け、ロールモデルの発掘や、活躍事例の周知等を行います

施策の方向(3)		企業でのワーク・ライフ・バランスの推進	
所管部局		契約課、商工労働観光課、広聴・市民生活課、子育て支援課	
①	事業所等への働きかけ	継続	職場において、育児支援制度などが充実されるよう、事業所等に対し意識啓発や取り組み状況等の調査を行います また、男女共同参画の推進が優良事業所表彰の推薦要件であることの周知や、積極的な企業に対する入札制度等における優遇措置について、実効性のある方策の検討を行います
②	広報・啓発活動の推進	新規	固定的性別役割分担意識の解消や慣行のは是正に向け、多様な働き方におけるロールモデルの発掘や、活躍事例の周知等を行います



3 基本目標Ⅲ 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

【施策1 男女がともに子育てや介護ができる環境づくり】

仕事と子育てや介護を両立させるためには、男女の固定的性別役割分担意識に捉われず、男女が協力してともに担う意識が必要となります。

このため、男性の子育て参加意識の喚起や介護に関する理解を深める取り組みなど、特に男性の意識が変わるきっかけづくりに努めるとともに、子育てや介護に関する情報、育児・介護休業法など各種制度について広く周知を行うことで、社会的気運の醸成に努めます。

また、多様なライフスタイルに対応する子育て施策や介護施策については、保健福祉部所管の石狩市子ども・子育て支援事業計画、石狩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で推進していくこととします。

►施策の方向

- (1) 男女がともに担う子育ての意識づくり
- (2) 男女がともに担う介護の意識づくり

＜実施施策事業＞

施策の方向(1)		男女がともに担う子育ての意識づくり	
所管部局		広聴・市民生活課、子育て支援課	
関連計画		子ども・子育て支援事業計画	
①	男女がともに子育てを担う意識を高める 広報・啓発活動の推進	継続	夫婦で子育てを行う必要性や、子育てを楽しんでいる男性のロールモデル等について広く周知し、男性の意識が変わるべききっかけづくりに努めます
②	子育てに関する情報の提供	継続	多様な媒体を活用して、子育てに関する情報を提供します

施策の方向(2)		男女がともに担う介護の意識づくり	
所管部局		広聴・市民生活課、高齢者支援課	
関連計画		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	
①	男女がともに 介護を担う意 識を高める広 報・啓発活動 の推進	継続	介護や予防に関する講座等を開催するなど、介護への関心を高め、男女がともに介護に参画するきっかけづくりに努めます
②	介護に関する 情報の提供	継続	多様な媒体を活用して、介護に関する情報を提供します



○子育てガイドブック



○パパブック



○介護保険利用ガイド

【施策2 切れ目のないDV対策の推進】

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりをすすめる男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであると考えられます。

特に、近年はSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これらを利用した交際相手からの暴力は一層多様化している状況です。

また、配偶者等からの暴力は、人目に触れる事の少ない家庭内で起きることが多く被害が深刻化しやすくなるとともに、被害者のみならずその子どもの未来にも悪影響を与えると指摘されています。

女性に対する暴力を根絶するためには、その行為が重大な人権侵害であるとの意識を社会全体に浸透させることが重要であると考えられます。

このため、平成25年公布の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の内容を踏まえ、30代以下の若年層にDVについての現状や法律等について広く啓発をするとともに、相談窓口や支援制度の周知を関係機関と連携することで社会的気運の醸成を図り、根絶するための取り組みをより一層強化し適切な対応に努めます。

なお、本項目は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」と位置づけ、本市における男女共同参画社会の実現に向け、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護や支援に関する基本的な考え方及び施策の方向性を示します。

基本的な考え方

- (1) 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者等からの暴力を容認しない社会づくり、男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向け啓発を推進していきます
- (2) 配偶者等からの暴力被害の早期発見や相談体制の充実を図ります
- (3) 被害者の安全確保を図るため、被害者と子どもの適切な保護に努めます
- (4) 被害者の意思を尊重し、自立に向け総合的に支援します
- (5) 被害者が安心して支援を受けることができるよう関係機関等との連携協力に努め、切れ目のない対策を推進します

►施策の方向

- (1) DVの未然防止対策の推進
- (2) 被害者に対する支援体制の充実
- (3) 連携・協働による推進体制の充実

＜実施施策事業＞

施策の方向(1)		DVの未然防止対策の推進	
所管部局		広聴・市民生活課	
①	女性に対する暴力を容認しない社会的気運の醸成	継続	「女性に対する暴力をなくす運動(※)」における周知、市ホームページ、啓発パンフレットなど、多様な機会と媒体を活用し、DVの現状や保護命令制度等について広く意識啓発に努めます
②	若年層に対する取り組み	拡充	男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に向け、パンフレットの配布や講座の開催等を通じ、予防啓発を行います



○デートDV 防止パンフレット

※女性に対する暴力をなくす運動：毎年11月12日から女性に対する暴力撤廃国際日である11月25日までの2週間に設定している
 地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化する

施策の方向(2)		被害者に対する支援体制の充実	
所管部局		市民課、広聴・市民生活課、国民健康保険課、こども家庭課、学校教育課	
①	相談体制の充実	拡充	相談窓口を設置し相談の環境整備を行うとともに、複雑化、多様化する被害者の状況に応じ、関係機関と連携し、総合的な相談体制の充実に努めます また、相談窓口を記載したカード等を、市内公共施設や商業施設等に設置するなど、様々な機会を通じて周知を行います
②	被害者の適切な保護	継続	緊急保護を必要とする被害者を発見した際には、北海道立女性相談支援センターや民間シェルター等の関係機関と連携し、被害者の安全確保を最優先に考えた適切な対応を行い、被害者の子どもについても必要な配慮を図ります
③	被害者の自立支援	継続	被害者の意思を尊重しながら、就業や生活保護、子どもの就学等への情報提供について、関係部局との連携を図り必要な支援に努めます また、住民基本台帳情報が閲覧制限の対象となっている被害者の個人情報が適切に扱われるよう、関係部局と連携し厳重に情報管理を行います

施策の方向(3)		連携・協働による推進体制の充実	
所管部局		広聴・市民生活課、こども相談センター	
①	関係機関等との連携	継続	関係機関と共に認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携を図ります



○パープルリボン



○オレンジリボン

第5章 計画の推進体制

1 推進体制の整備

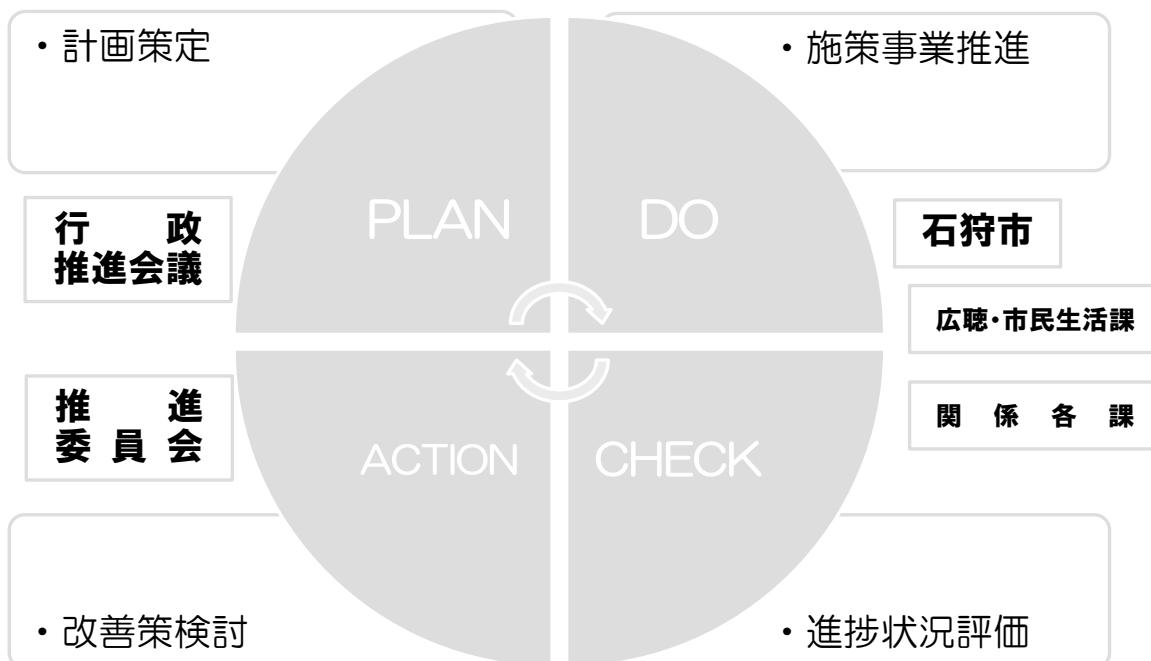
地域社会全体で「男女共同参画社会」を総合的かつ効果的に推進していくためには、市民や企業、関係団体の理解や協力、参画がなければ実現できないため、市ホームページや広報などを活用し、計画についての理解促進を図っていきます。

また、計画の進捗状況については、学識経験者や男女共同参画関連団体関係者、市民の代表で構成された本市の審議会「石狩市男女共同参画推進委員会」と、市長を会長とした行政職員で構成された「石狩市男女共同参画行政推進会議」で評価検証を行い、その結果を市ホームページなどにより公表することで情報共有を図り、地域と行政が一体となった連携のもと計画を推進していきます。

2 PDCAサイクル

本計画を効果的かつ効率的に推進していくため、PDCAサイクルにより施策事業の評価検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

<PDCAサイクルイメージ>



3 成果指標

本計画の達成状況を把握するため、次のとおり成果指標を設定します。

	項目	実績値 H27	目標値 H32
I	「重点施策」 「男女共同参画社会」という用語の周知度	55.6%	100%
II-1	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」 市の審議会等委員に占める女性の割合	36.9%	40%
II-2	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」 市役所の管理・監督職(主査職以上)に占める女性の割合	14.1%	20%
II-3	「重点施策」 「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	50.4%	100%
III	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」 DVにあたる行為を認識している市民の割合	※60.6%	100%

※は平成26年度実績値



第3次石狩市男女共同参画計画

平成28年3月

石狩市環境市民部広聴・市民生活課

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

TEL: 0133-72-3191 FAX: 0133-72-3199

E-mail: seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp

